

STEP 3 ワナを設置する

■ 馴化の確認ができれば、ワナを設置します。

- センサーカメラ等で馴化の具合を確認します。

なお、ワナを設置することで、シカの警戒心は再度高まります

- 個体によって、ワナに対する警戒心が異なりますので、シカの姿が頻繁に見られるようになるまで、シカを馴化させることが重要です。



捕獲予定場所へ誘引・誘導され誘引餌を食べるシカ



※ワナを設置し周囲を丁寧に石で囲う事で、ワナの空弾きを極力防ぐと共に、可動部の中心に脚を置くように、誘引餌を配置します。

STEP 3 ワナを設置する

ワナを設置する際の法律上の注意

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条第12項により、使用するワナに住所、氏名、その他の事項（同法施行規則第7条第17・18項参照）を表示する必要があります。

登録年度	登録証番号	登録事項	和歌山県知事
支部名	氏名	電話番号	
	住所		

(ワナ標識例)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」第10条第3項第9条により、ツキノワグマ生息域の地域について、使用するくくりワナは、締め付け防止金具とよりもどしが装着されており、ワイヤーの直径が4mm以上で、輪の直径が12cm以内でなければなりません。

ただし、ツキノワグマの錯誤捕獲の恐れが少ない地域については、注意看板を設置する事で輪の直径が12cm以内の制限はありません。



くくりワナ（ワイヤー部）



輪の直径の確認と締め付け防止金具の有無



ワイヤーの直径とよりもどしの確認

(鳥獣保護区等位置図)

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課
自然環境室 ホームページ（下記URL）を参照

【文書による位置の説明】

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/071400/syuryou/kukuriwana/kanwa_d/fil/kukuriwanakisei.pdf

【地図による位置の説明】

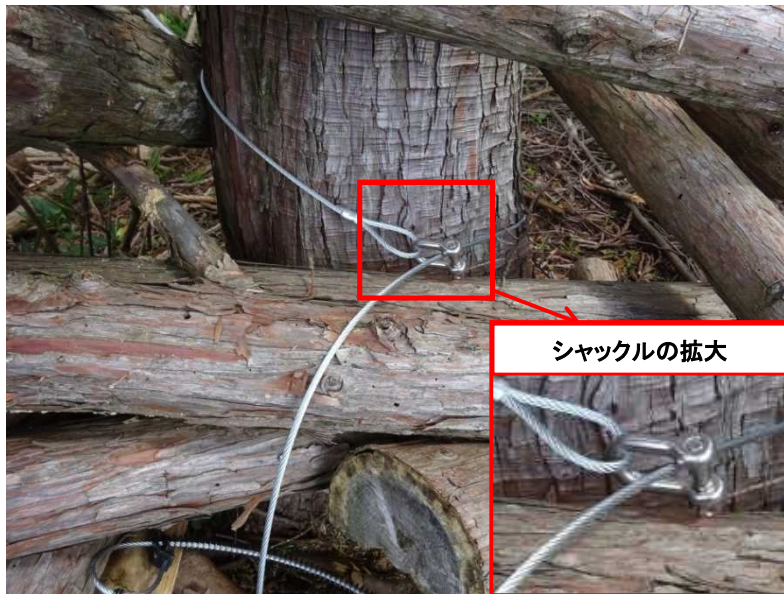
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/bcms/prefg/032000/032500/hogoku/index.html>

STEP 3 ワナを設置する

■ ワナの稼働設置方法

- ① ワナをシャックル（赤枠内）で近くの立木の幹や根に繋ぎ止める。適当な立木が無い場合、シカが掛かって暴れても大丈夫な倒木やアンカー等に繋ぎ止める。

【くくりワナのワイヤーの固定に立木を利用する場合、必ず立木の所有者の許可を得てください。】



- ② ワナのワイヤーをガイドに掛け、最大限に圧縮ばね（赤点線）を圧縮し、圧縮ばねを固定するナット（赤丸内）を締め付け、稼働状態とする。



STEP 3 ワナを設置する

- ③ 可能な限り周囲の土を崩さず、穴の側面に壁が出来るように注意して、ワナ用の穴を掘る。ワナの上を薄く覆う土や枯れ葉をかぶせて、地面と水平になるよう調整して置く。



- ④ 土や落ち葉などでワナを隠す。
圧縮バネやワイヤーが、土や落ち葉を巻き込んで動きが悪くなるケースがあるので注意する。

くくりワナの可動部や圧縮バネ、ワイヤーは動きが悪くならないように、落ち葉等の軽い物で隠す方が良い



STEP 3 ワナを設置する

- ⑤ ワナの設置終了。ワナの周囲を囲う石を設置する時、ワナの稼働を妨げないように注意する。



- ⑥ 標識を付け、他の人にワナの設置が判るようにする。



STEP 4 捕獲する

- 捕獲の準備ができ、シカがくくりワナの設置予定箇所に集まっていることが確認出来れば、ワナを稼働させてシカを捕獲します。

(錯誤捕獲の可能性があれば、その場所での捕獲を中止することも必要です)

くくりワナを稼働状態にした場合、狩猟対象外の鳥獣の錯誤捕獲に対する処置や、動物の福祉の観点から、ワナが稼働状態である翌日に見回りが必要です。(鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針 環境省 H19. 1. 19 参照)



ワナに掛かり暴れるシカ

※厳冬期にワナによる捕獲を行う場合、覆土凍結や降雪等のため、ワナの可動部が正常に作動しない可能性があるため注意が必要です。